

配偶者が就職（収入 130 万円以上）、離婚、死亡により被扶養者ではなくなった場合

機 2 B

扶 養 親 族 届

電子媒体で作成する場合は署名・押印不要

令和 3 年 4 月 1 日提出

国立大学法人新潟大学学長	勤務部署	新潟大学人文社会・教育科学系		
殿	職名	講師	氏名	新潟 一郎

国立大学法人新潟大学職員給与規程第 2 2 条（扶養手当）に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由＜該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生日月日を記入すること＞

- ☐ 1 新たに職員となった
- ☐ 2 扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- ☒ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除く）

配偶者が就職（収入 130 万円以上）、離婚、死亡により被扶養者ではなくなった場合、3 にチェック

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日月日	届出の事由
				所得の種類	金額		
新潟 花子	配偶者	昭 60. 10. 5	同居	給与	約 200 万円	令 3. 4. 1	就職のため

所得とは、課税上の所得ではなく、
総収入金額のこと

就職の場合は、就職日
離婚の場合は、離婚日
死亡の場合は、死亡日

添付書類：就職の場合（参考） ※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。

※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

・就職をしたことが確認できる書類

Ex) 保険証のコピー、就職した会社の発行する証明書(就職年月日の記載あり)

必要書類：離婚した場合（参考） ※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。

※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

・「戸籍謄（抄）本」

必要書類：死亡した場合（参考） ※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。

※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

・死亡が確認できる書類

Ex) 死亡診断書のコピー、埋葬許可証のコピー 等